

## 令和 8 年度（2026 年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

### 【C 日程入試】法律専門科目試験

#### 商法 出題の意図

##### 問題 1

取締役を辞任した後、会社による辞任登記がなく、登記簿上取締役とされている者（いわゆる「登記簿上の取締役」）の法的責任に関する判例の理解を確認する問題である。

最高裁（最判昭和 62・4・16 判時 1248 号 127 頁）は、「株式会社の取締役を辞任した者は、……辞任登記が未了であることによりその者が取締役であると信じて当該株式会社と取引した第三者に対しても、商法……266 条ノ 3 第 1 項前段（注：現会社法 429 条 1 項）に基づく損害賠償責任を負わないものというべきである……が、右の取締役を辞任した者が、登記申請権者である当該株式会社の代表者に対し、辞任登記を申請しないで不実の登記を残存させることにつき明示的に承諾を与えていたなどの特段の事情が存在する場合には、右の取締役を辞任した者は、同法 14 条（注：現商法 9 条 2 項〔現会社法 908 条 2 項〕）の類推適用により、善意の第三者に対して当該株式会社の取締役でないことをもって対抗することができない結果、同法 266 条ノ 3 第 1 項前段（注：現会社法 429 条 1 項）にいう取締役として所定の責任を免れることはできないものと解するのが相当である」と判示している。

##### 問題 2

基本論点の理解を確認する問題である。

従来の裁判例および学説は、適法説と不適法説とに分かれていた。最高裁（最判平成 28・3・4 民集 70 卷 3 号 827 頁）は、「ある議案を否決する株主総会等の決議によって新たな法律関係が生ずることはないし、当該決議を取り消すことによって新たな法律関係が生ずるものでもないから、ある議案を否決する株主総会等の決議の取消しを請求する訴えは不適法であると解するのが相当である」と判示している。